

松本市の動物愛護管理に関する基本方針

令和5年9月

松本市

目次

第1	基本方針の概要	1
1	策定の背景と経緯	1
2	方針の位置付け	2
3	対象動物	3
4	検証・見直し	3
第2	動物愛護管理施策の推進に向けて	4
1	基本理念	4
2	基本的な考え方	5
3	推進体制	6
第3	取組方針	7
1	普及啓発活動	8
2	猫問題への対策	10
3	多頭飼育問題への対策	12
4	災害対策	14
5	動物取扱業者への対応	16
6	市の取組体制の構築	18
補足		20
資料		21
用語解説		29

第1 基本方針の概要

1 策定の背景と経緯

松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）の人口推計では、令和2年（2020年）に24.1万人だった人口が、令和22年（2040年）には22.6万人となり、20年で約1.5万人減少する見込みとなっています。

人口減少と加速する少子化と高齢化に伴う、核家族や独居世帯の増加など、社会構造の変化とともに、コロナ禍を経て、私たちのライフスタイルはより多様化しています。

そうした中で、動物に対する価値観も多様化しており、犬や猫などのペットを家族の一員と考える飼い主も多く、飼育環境も様々です。新たにペットを飼い始める人がいる一方で、飼育放棄や譲り渡しを希望する相談件数が増加しており、ペットを取り巻く環境は大きく変化しています。

行政においては、これまで以上に社会の変化を的確に捉えた住民サービスの提供が求められるとともに、動物の愛護精神の普及啓発や、正しい飼い方の周知が今後ますます重要になっています。

更には、近年、大地震や風水害などの自然災害が多発しており、ペットなどの動物についても、平時における準備や心構え、発災時における飼い主とペットの同行避難や避難所で生活できる体制づくりは喫緊の課題です。

このような中で、松本市は、令和3年4月に中核市に移行し、保健所を開設しました。これまで県が担ってきた、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）及び狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の大部分の事務を、松本市保健所が担うこととなり、新たな体制で業務を開始しました。

松本市は、これまで積み重ねてきた経験や実績を基盤に、県から移譲された大きな事務権限を最大限に生かしながら、動物の愛護及び管理に関する施策（以下「動物愛護管理施策」という。）を進めていく必要があります。

また、動物関係団体から、保健所を設置した松本市に期待を寄せる声が多くあることから、行政の役割を考えながら期待に応えるべく努力していく必要があります。

そうした経緯を踏まえ、長野県動物愛護管理推進計画（平成20年策定、令和3年度改定）における施策のうち、今後松本市が重点的に取り組む施策について、その方向性を市民に示すため、この基本方針を策定するに至ったものです。

2 方針の位置付け

動物愛護管理法及び狂犬病予防法のもと、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）及び長野県動物愛護管理推進計画に基づき、松本市総合計画との整合を図りながら、中長期的な視点を持って動物愛護管理施策に取り組みます。



3 対象動物

動物愛護管理法において対象となる動物は、犬、猫、牛、豚、鶏といった身近な動物のほか、人が占有している哺乳類、鳥類、爬虫類と定められています。

また、人が飼養管理をする動物は、「伴侶動物」、「展示動物」、「産業動物」及び「実験動物」に分類されます。

この基本方針において対象とする動物の範囲は、伴侶動物（犬や猫などのペット）とし、それ以外の動物については補足で説明します。

人と動物の関わり

私達人間が日々の生活を送る上で、動物は欠かせない存在です。

犬や猫などのペットは人の精神的な支えとなり、牛や豚などの家畜は人の食料として、研究施設のマウスやラットなどは医薬品の開発に役立てられ、動物園や水族館では生きものの生態を学んでいます。このように、私たちの生活は様々な場面で多くの動物に支えられています。

動物愛護管理法は、こうした動物の命を尊重するとともに、責任を持って正しく飼うことのルールを定めています。近年では、アニマルウェルフェアと呼ばれる動物福祉の考え方が世界的に広まっており、動物の身体と気持ちの両面でストレスが少ない、動物の習性や能力に応じた飼い方が求められています。

この基本方針では、動物の命と尊厳を守り、アニマルウェルフェアの考え方を踏まえながら、とりわけ人々の生活に密接に関わる伴侶動物（犬や猫などのペット）に焦点を当てて、様々な課題にどのように対応していくかを示しています。

伴侶動物
犬や猫などのペット

展示動物
動物園などの動物

産業動物
牛や豚などの家畜

実験動物
研究施設などの動物

4 検証・見直し

この基本方針に基づき実施する各取組みについては、毎年度、進捗状況及び効果検証の結果を松本市動物愛護管理推進懇談会（以下「懇談会」という。）に報告します。動物愛護管理法の改正や、長野県動物愛護管理推進計画の進捗状況などを踏まえ、5年を目途に、懇談会の意見を踏まえて基本方針の見直しを行います。

第2 動物愛護管理施策の推進に向けて

1 基本理念

長野県動物愛護管理推進計画の基本理念のもと、次の2点をこの基本方針における基本理念とします。

- (1) 全ての市民は、「動物は命あるもの」であることを認識し、虐待を許さず、命と尊厳を守るために相互の理解を深めていきます。

市民一人ひとりが、動物は命あるものとして、虐待を決して許さず、命と尊厳を守っていくことで、人と動物が共生できる地域社会の実現につながります。

動物が好きな人や苦手な人、動物を飼っている人や飼っていない人、立場や考え方など人それぞれですが、お互いに理解し合うことが大切です。

- (2) 全ての動物の飼い主は、「動物を飼うこと責任」を果たすため、適正に管理し、人の生命や地域住民の生活環境への危害を防ぐよう努めます。

動物の飼い主一人ひとりが、動物それぞれの習性や能力などに応じて正しく飼うことで、地域社会の安全と生活環境の保持につながります。

飼い主は、動物の命と健康を守り、最後まで責任を持って飼うとともに、動物が人の生命や財産に危害を与えたり、地域住民の生活環境に迷惑を及ぼすことのないよう管理する必要があります。

長野県動物愛護管理推進計画の基本理念

人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現

少子高齢化社会を迎え、犬や猫などの動物を飼う家庭が増える中、家族の一員、人生の伴侶としての認識が高まり、人も動物も共に生きる仲間であるという考え方が急速に広がっています。

動物愛護の基本は、人においてその命が大切であるように、動物の命についてもその尊厳を守るということにあり、動物の適正な管理や取扱い方を確保することにより、人と動物とのより良い関係づくりを進め、生命尊重、友愛等の情操の涵養^{かん}を図り、心豊かな社会の実現を目指します。

2 基本的な考え方

(1) 松本市の特色を生かして施策を推進します。

特色1 地区や町会などの地域住民の自治力

松本市には、35の「地区」と、その中に約490の「町会」があり、生活上の課題を共有する地域の基本単位となっています。

長年にわたり積極的に地域づくり活動に取り組む地域住民の自治力を生かしながら、市民の生活環境の向上を目指します。

特色2 動物愛護団体や動物ボランティアの実績

松本市には、動物愛護団体や動物ボランティアなど、多くの市民団体、グループ、個人が、様々な立場で動物愛護活動に取り組んでいます。

動物の引取りや譲渡、正しい飼い方の普及啓発など、団体やボランティアがこれまで積み重ねてきた実績を生かしながら、人と動物が共生できる社会を目指します。

特色3 市民に身近な保健所

基礎自治体である市が保健所を設置しているメリットを生かし、市民に身近な保健所として、地域をよく知る職員が相談や支援を担います。

高齢福祉課などの福祉部門、環境保全課などの環境部門、危機管理や農政など、庁内の関係部署と連携を図り、迅速かつ丁寧な市民サービスの提供を目指します。

(2) 関係機関や団体との連携・協働により施策を推進します。

動物愛護管理施策の取組みは、動物の愛護精神の普及啓発や、正しい飼い方の周知、動物による地域住民の生活環境被害への対応、災害への対策など、幅広い分野に関係することから、行政の取組みだけでは限界があります。

動物愛護団体、動物ボランティア、獣医師、動物取扱業者、大学・専門学校など、関係機関や団体とこれまで以上に連携を図りながら、協働により取組みを進めていきます。

(3) 県の条例及び計画に沿って施策を推進します。

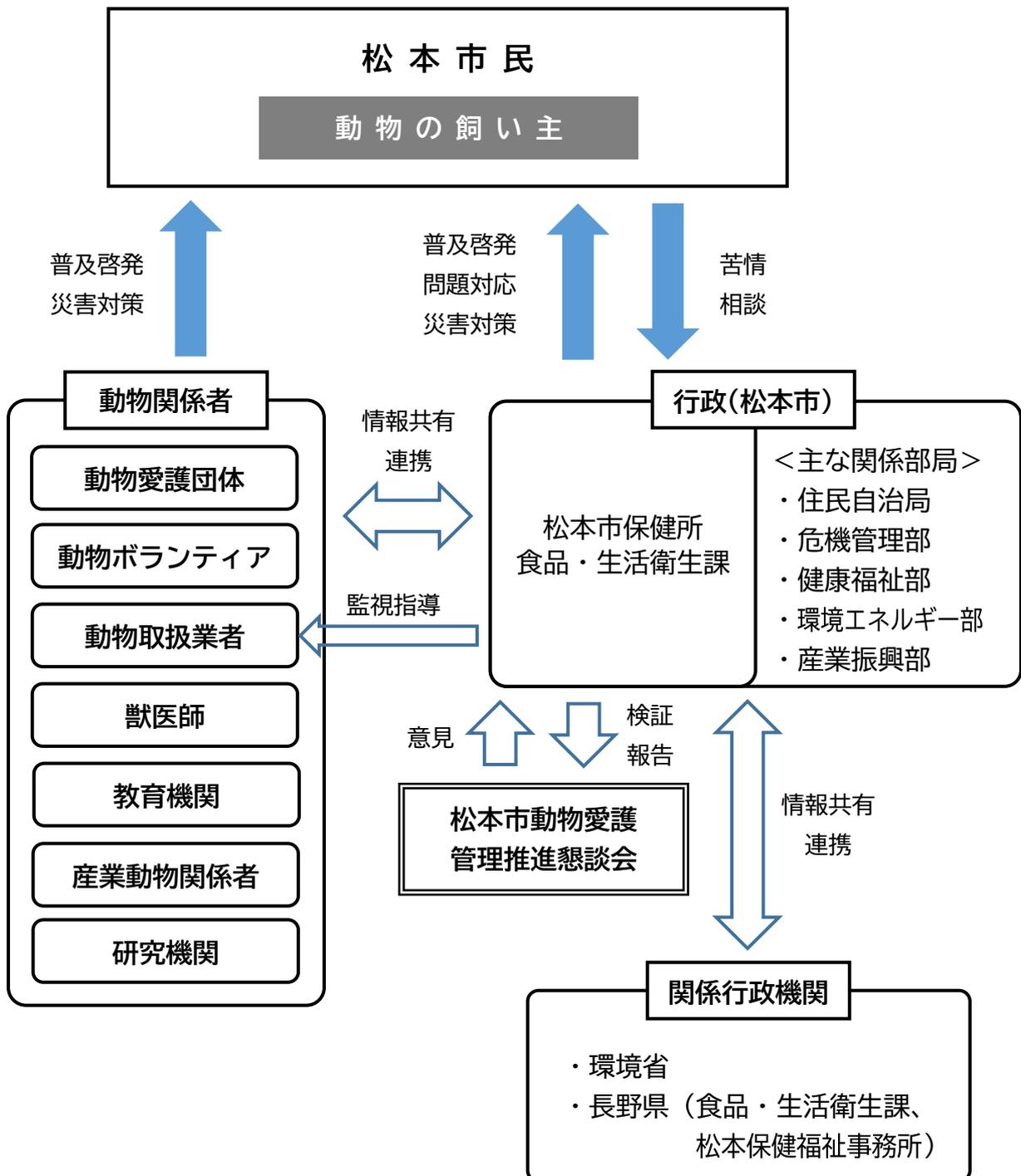
松本市はこれまで、県の動物の愛護及び管理に関する条例及び長野県動物愛護管理推進計画に基づき取組みを進めてきました。

事業の継続性が重要であることから、引き続き、県の条例及び計画に沿って取組みを進めていきます。

3 推進体制

各主体が連携・協働して取り組み、様々な課題を解決しながら、人と動物が共生できる地域社会の実現を目指します。

連携・協働に当たっては、法令の遵守と個人情報を含む情報管理の徹底を図ります。

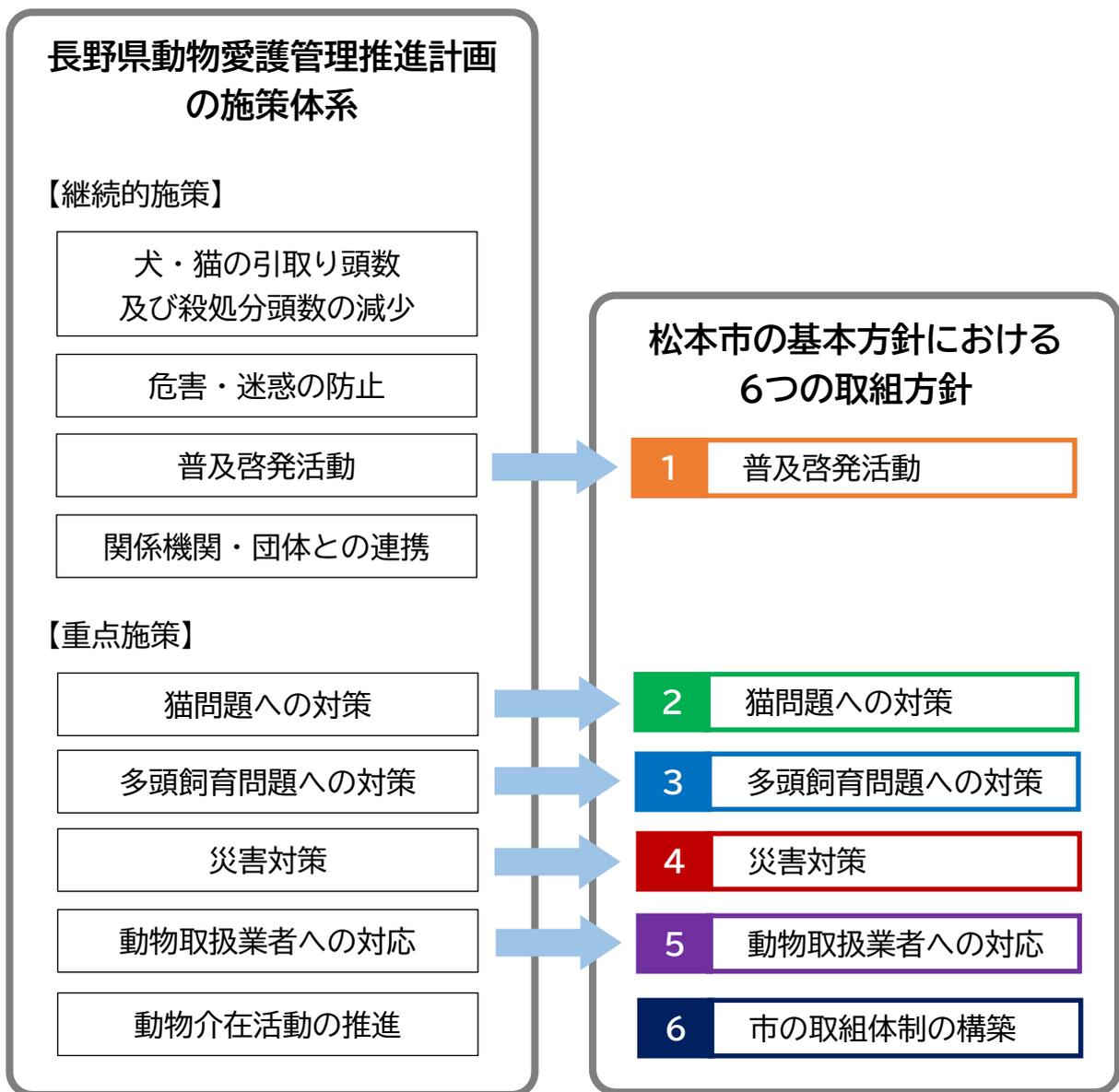


第3 取組方針

松本市が重点的に取り組むべき施策について、6つの取組みを挙げ、それぞれの現状及び課題に基づき、具体的な取組みの方向性を取組方針としてまとめました。

6つの取組方針は、長野県動物愛護管理推進計画の施策に基づきながら、松本市の特色を生かすものとしています。

なお、6つの取組方針以外の施策については、これまでどおり、長野県動物愛護管理推進計画に基づき取組みを進めていきます。



1 普及啓発活動

市民に動物愛護の精神を広め、動物の飼い主に正しい飼い方を周知していく普及啓発活動は、動物愛護管理の取組みの根幹をなすものです。

動物愛護団体や動物ボランティアなどの動物関係者との協働により、様々な手段を活用して更なる普及啓発に取り組みます。

方針① 動物に関する正しい知識の普及啓発を進めます。

犬や猫などの動物の飼育には、動物それぞれの習性や能力、特徴を知ることが大切なため、動物に関する情報を積極的に発信します。

正しい情報を周知することで、糞尿や鳴き声などの地域住民への被害や、犬が人に噛み付く事故（咬傷事故）を減らすとともに、狂犬病やトキソプラズマ症といった動物から人に感染する病気（動物由来感染症）の予防を図ります。

方針② 対象者に応じて、様々な伝達手段を活用した情報発信を行います。

市民、動物の飼い主、動物ボランティア、動物取扱業者など、周知が必要な対象者に向けて、市が発信する情報を効果的な手段で伝達していきます。

広報まつもとや啓発チラシなど、これまでの紙媒体による情報発信に加えて、デジタル化を踏まえ、ホームページの充実やSNSの活用を積極的に進めます。

方針③ 動物関係者との更なる連携により、共通認識を持って普及啓発を行います。

松本市には、動物愛護団体、動物ボランティア、獣医師、動物取扱業者、教育関係者など、動物に関わっている方が多くいます。

関係する方々との情報交換を通じて、互いに共通認識を持ちながら、動物の飼い主に向けて正しい飼い方を普及啓発していきます。

方針④ 地域で活躍できる普及啓発の担い手を育成します。

地域には、動物愛護推進員などのボランティアや、動物関連の資格を持った方々が居住しています。

動物の正しい飼い方や災害時における動物の扱い方など、地域の皆さんに普及啓発ができる人材の活用と育成を進めていきます。

○ 現状（令和4年度の主な実績）

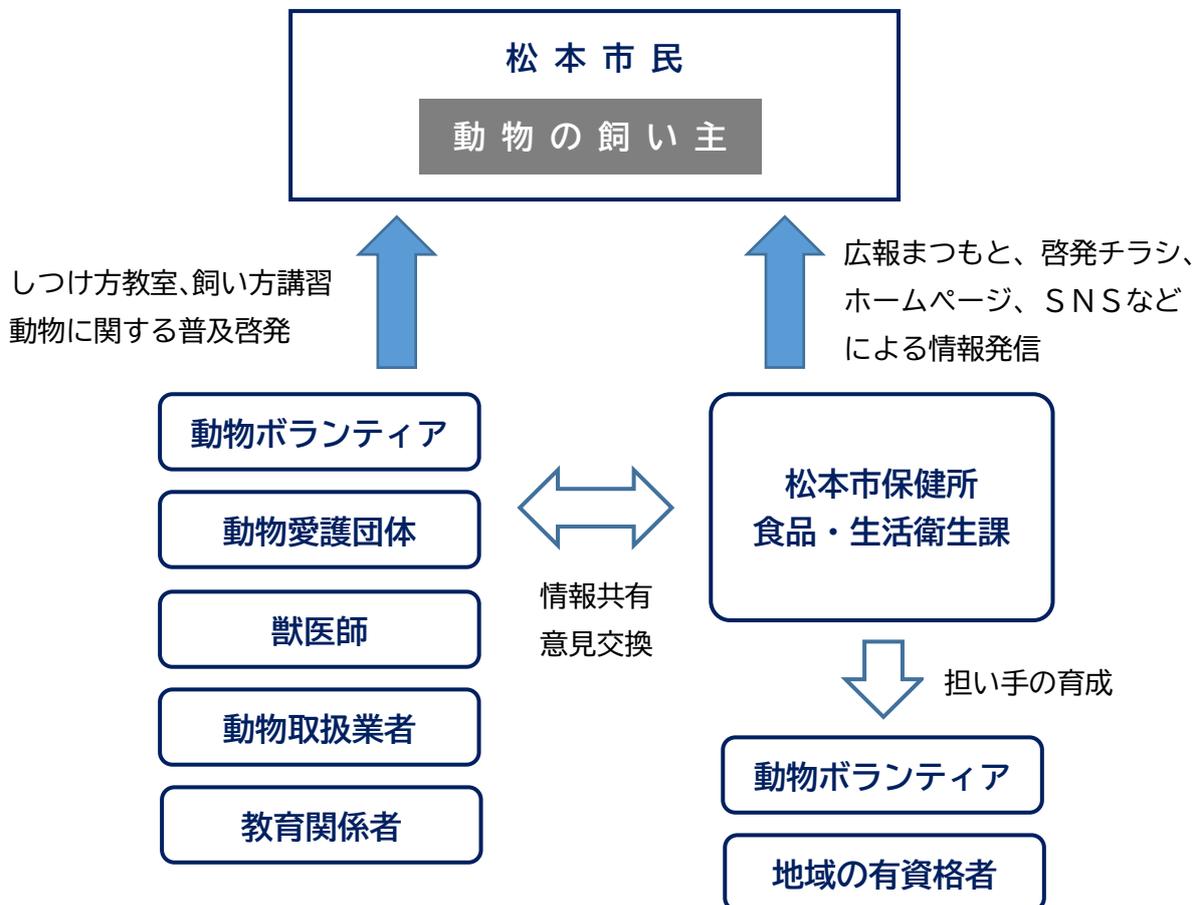
狂犬病予防注射実施率	83.1%
犬・猫に関する苦情件数（糞尿処理、徘徊等）	221件
犬・猫に関する相談件数（行方不明、飼育困難等）	323件
犬・猫に関する通報件数（徘徊動物、負傷動物）	116件

○ 課題

- ・動物の習性などに応じた正しい飼い方の周知の強化（広報まつもとへの掲載、啓発チラシの配布、犬の糞尿対策看板の設置、講演会の開催などの現状の取組みに加え、ホームページの充実やSNSの活用などの取組みが必要）
- ・狂犬病などの動物由来感染症に関する正しい理解の普及啓発
- ・普及啓発活動を担う動物関係者との情報共有及び連携体制づくり

○ 主な取組み

- ・SNSの活用や動画の配信などによる普及啓発の強化
- ・動物由来感染症の周知
- ・動物関係者との意見交換の場づくりと情報の共有
- ・人材活用の仕組みづくり、動物ボランティアの育成



2 猫問題への対策

飼い猫や飼い主のいない猫（野良猫）による、糞尿や徘徊、鳴き声など、地域住民の生活環境への被害が多発しています。

猫の正しい飼い方を周知するとともに、飼い主のいない猫の減少に向けて、責任ある関わり方の啓発や地域猫活動の推進に取り組みます。

「飼い主のいない猫」と「地域猫」

「飼い主のいない猫（野良猫）」は、もともと飼い猫であった猫が捨てられて増えてしまったものです。地域住民に迷惑を掛けてしまうことがあるので、これ以上増やさず、少しずつ減らしていく必要があります。

しかし、ただ排除するのではなく、与えられた命をまっとうさせ、健康に生きられるようにすることも大切です。

そこで、地域猫活動という地域住民の取り組みがあります。住民の理解と協力のもと、地域に住む飼い主のいない猫を「地域猫」として、不妊措置を講じて屋外で一定の管理と見守りを行う活動が、市内各地で行われています。

方針① 猫の飼い主に向けて、猫の習性を踏まえた正しい飼い方を周知します。

飼い主には、猫の習性や特徴を理解した上で、一生涯飼育する責任があります。屋内での飼養、不妊去勢手術の実施、首輪やマイクロチップなどの装着、最後まで飼い続ける責任を持つことなど、猫の正しい飼い方を周知していきます。

方針② 飼い主のいない猫への責任ある関わり方について理解を求めていきます。

飼い主のいない猫に無責任にえさを与え続けると、猫が住みつき繁殖するようになります。猫の数が増えると、迷惑に思う人が増えることにもなります。

猫が地域の嫌われ者にならないためにも、えさの与え方、トイレの設置、不妊措置の実施など、責任ある関わり方を周知し、理解を求めていきます。

方針③ 飼い主のいない猫の減少を目指して、地域猫活動を推進します。

屋外の猫による地域住民の生活環境被害を減らすとともに、猫が一代限りの命を全うできるよう、地域猫活動を推進します。地域猫への不妊去勢手術を促進することで、飼い主のいない猫を減らしていきます。

○ 現状（令和4年度の主な実績）

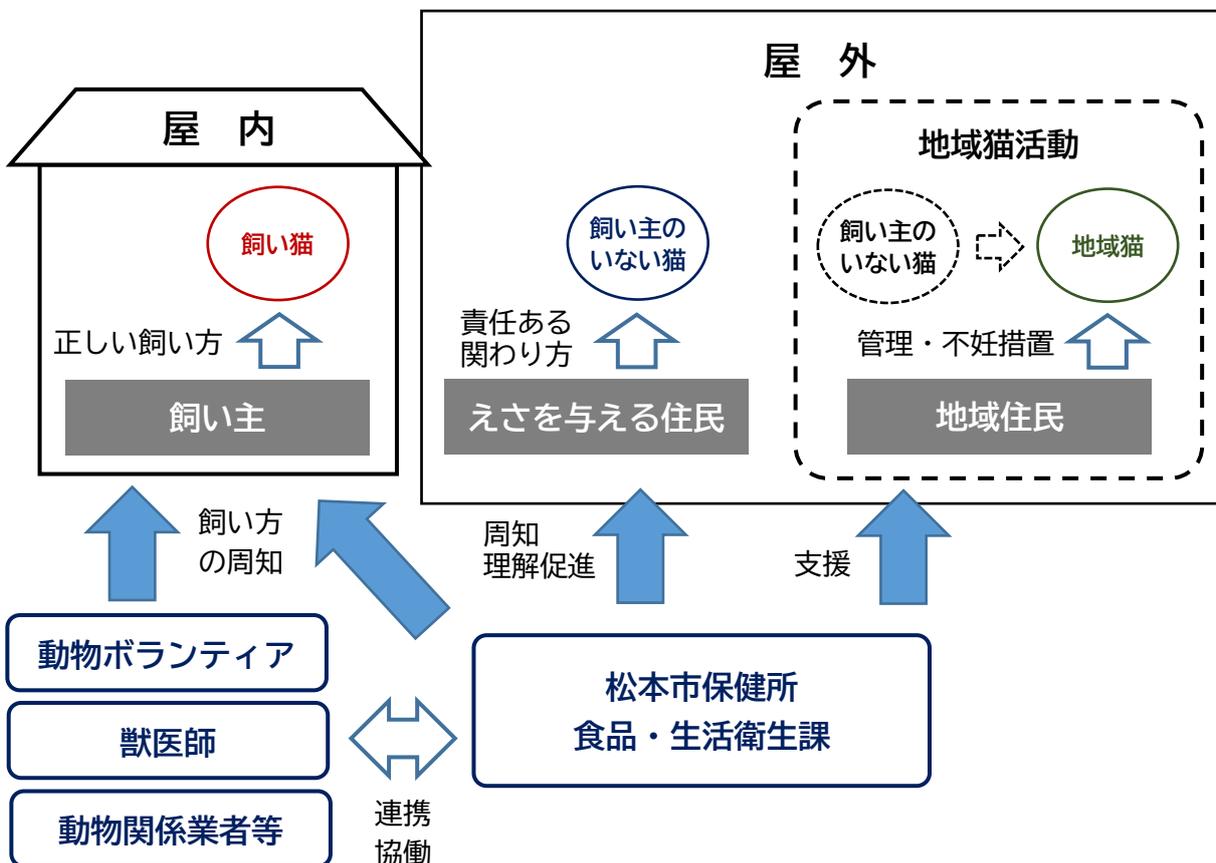
猫に関する苦情件数（糞尿処理、徘徊等）	1 2 4 件
猫に関する相談件数（行方不明、飼育困難等）	9 3 件
猫に関する通報件数（徘徊動物、負傷動物）	5 4 件
猫の保護及び引取頭数	4 3 頭
地域猫管理活動支援事業補助金の活用による 不妊去勢手術の実施頭数	1 5 8 頭
メス猫の不妊手術頭数	8 9 頭
オス猫の去勢手術頭数	6 9 頭

○ 課題

- ・ 飼い猫、飼い主のいない猫を問わず、屋外にいる猫による地域住民の生活環境被害の減少に向けて、飼い主を対象とした正しい飼い方、えさを与える住民を対象とした飼い主のいない猫への責任ある関わり方の啓発

○ 主な取組み

- ・ 猫の飼い主への正しい飼い方の周知の強化、猫の飼い方相談への対応
- ・ 飼い主のいない猫への責任ある関わり方の周知及び理解の促進
- ・ 地域猫活動への支援と、地域猫の不妊措置の促進に向けた補助金の交付



3 多頭飼育問題への対策

犬や猫などのペットを多く飼いすぎてしまい、飼い主が管理できなくなることで、飼い主やペットの不衛生な環境での生活や、糞尿や悪臭などによる近隣住民への被害が問題になっています。飼い主の経済的困窮や社会的孤立などの背景を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、問題の解決に取り組みます。

方針① 「人」と「動物」双方の問題と捉え、多分野の関係者との連携・協働により取り組めます。

問題には、飼い主の生活支援、動物の飼育状況の改善、周辺的生活環境の改善の3つの観点で対策を講じていくことが必要です。

動物関係者のみならず、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの福祉関係者や、町会や民生委員などの地域関係者との連携・協働により取り組めます。

方針② 動物ボランティアと保健所が互いに強みを発揮し、協力し合い対応します。

問題の早期探知、飼い主と動物の状況把握、飼い主への説明、動物の引取りなど、迅速な対応には動物ボランティアと保健所との協働が不可欠です。

動物ボランティアは一度に多数の動物を引き取る場合もあるため、飼料や不妊措置の費用など、ボランティアの負担軽減に向けた検討も必要です。

方針③ 飼い主の精神面への影響に配慮しながら、問題の解決に取り組めます。

問題の解決に向けた動物の引取りに当たっては、飼い主の理解と協力が必要ですが、飼い主にとってペットの飼育が生きがいになっていることもあります。

一度に多数のペットを引き取ることにより、飼い主の生活環境に大きな変化が生じることもあるため、飼い主の精神面に配慮しながら取り組めます。

○ 現状（令和4年度の主な実績） ※市保健所対応分

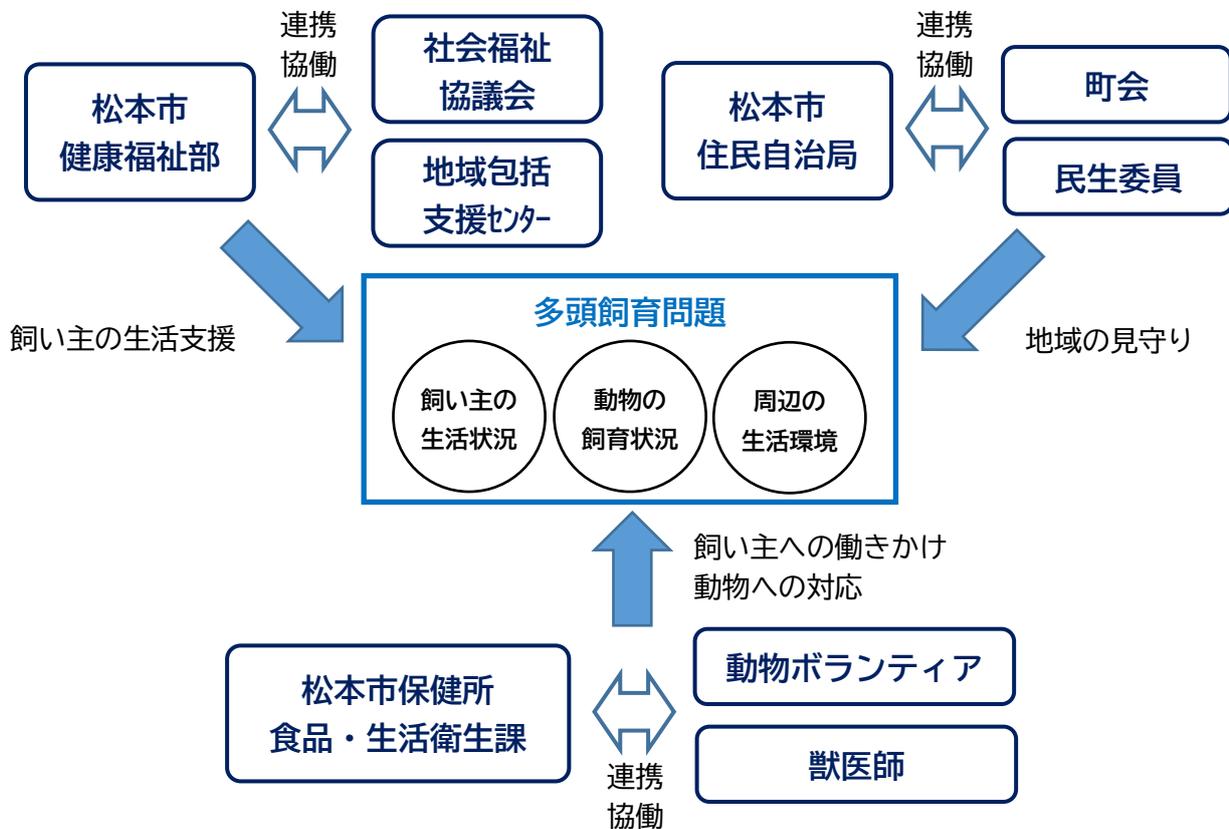
多頭飼育問題発生件数 （うち、前年度からの継続 1件）	13件
電話対応及び当事者への訪問回数	24回
問題への対応による動物の引取頭数	3頭
犬	0頭
猫	3頭

○ 課題

- ・保健所や動物関係者のみでは、問題への対応に限界があるため、人の生活支援を担う福祉関係者や、地域の生活環境を知る地域関係者との協力が必要
- ・一度に多くの動物を引き取る動物ボランティアの負担が大きい。

○ 主な取組み

- ・問題発生時における、福祉関係者との対応方法の検討及び共有
- ・問題の早期探知に向けた、地域関係者からの情報提供の仕組みづくり
- ・動物ボランティアとの日頃からの情報共有と、負担軽減に向けた検討



4 災害対策

地震や大雨などによる災害発生時には、何よりも人命が優先されますが、ペットも家族の一員という飼い主も多くいます。ペットとともに災害を乗り越えるためには、日頃の備えとともに、災害発生時の迅速な対応が必要です。「自助」、「共助」、「公助」の3つの視点で対策を進めていきます。

方針① 日頃の備えや災害発生時の対応など、飼い主の自助力を高めるための啓発を進めます。

飼い主がペットと一緒に災害を乗り越えられるよう、飼い主の災害対応力を高めるため、日頃の備えや災害発生時の対応方法の周知に取り組みます。

また、自宅での生活が困難な場合には、飼い主とペットと一緒に避難する同行避難がスムーズに行えるよう、避難訓練などを通じて啓発を進めます。

方針② 地域住民や動物関係者の共助の体制づくりを支援します。

屋外犬や室内犬、猫、小動物など、様々なペットがおり、災害時には避難所や自宅、自家用車など、様々な場所で避難生活を送ることが想定されます。

地区や町会における指定避難所でのペットの受入体制づくりや、動物ボランティアなどの被災ペットへの支援に協力していきます。

方針③ 被災したペットを救護するため、シェルター機能の整備を検討します。

災害時においても、飼い主はペットの飼育に責任を持たなければなりません。飼い主と離れてしまった放浪ペットが発生することも考えられます。

野犬化した犬が地域住民に咬み付くおそれや、放浪状態の犬や猫による繁殖、糞尿被害のおそれがあるため、動物ボランティアや獣医師、動物取扱業者などとの連携により、放浪ペットを緊急的に預かる救護機能の整備を検討します。

※長野県は、長野県獣医師会及び長野県動物愛護会と、「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」を結んでいます。

災害時には、協定に基づく救護活動に松本市も協力していきます。

○ 現状（これまでの取組み）

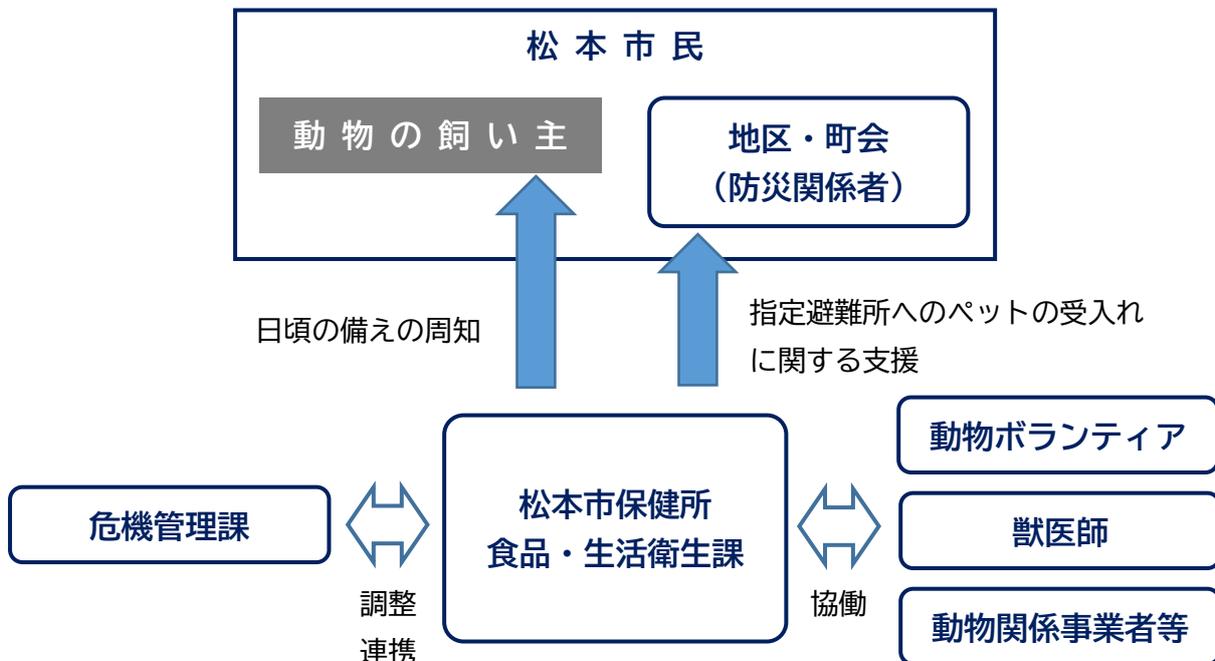
- ・ ペットの飼い主に向けた日頃の備えの周知（災害対策パンフレットの配布、ホームページでの情報発信）
- ・ 松本市総合防災訓練におけるペットの一時保護訓練の実施
- ・ 指定避難所でのペットの受入れに向けた地区や町会の取組みへの支援
- ・ ペット同伴避難所「ペットと過ごす避難所」の指定
- ・ ペットの災害対策研修会の開催（県との共催）

○ 課題

- ・ ペットに関して災害に対する備えの意識が、飼い主に浸透していない。
- ・ 地区や町会が運営する指定避難所においてペットの受入体制が十分でない。
- ・ 放浪ペットを緊急的に預かるシェルター機能の検討が必要

○ 主な取組み

- ・ 防災意識が高まる機会を捉えた、日頃の備えに関する周知啓発
- ・ 指定避難所でのペットの受入体制づくりへの支援（地区や町会への助言、スターターキット（初動対応物品）の紹介など）
- ・ 動物関係者との防災訓練の実施、災害対策研修会の開催
- ・ 放浪ペットの救護機能の検討



5 動物取扱業者への対応

動物取扱業には、ペットショップや動物繁殖業者（ブリーダー）などの営利を目的とする第一種動物取扱業と、一時保護シェルターを有する動物愛護団体などの非営利の第二種動物取扱業があります。

事業者の動物の適正な管理に向けて、法令に基づく監視指導を実施するとともに、事業者との情報共有や、利用者や関係者からの相談対応に取り組みます。

方針① 事業者の特徴を踏まえ、法令などに基づき厳正かつ的確な監視指導を行います。

動物取扱業には、第一種・第二種の業種と、販売、保管、展示などの種別があり、事業所によって取り扱う動物の種類や頭数、施設の規模や従業員の人数などが異なります。

それぞれの事業者の状況を踏まえた上で、動物愛護管理法及び監視指導要領に基づき、登録・届出情報との照合や遵守基準の確認など、重点項目を定めて監視指導を行います。

方針② 事業者が動物を適正に管理できるよう、更なる情報共有を図ります。

動物取扱業の事業者は、法令などに基づいて、動物を適正に取り扱うとともに、動物にとって負担の少ない生活を送ることができるよう管理する必要があります。

事業者からの動物の飼育や取扱いに関する相談に丁寧に対応し、講習会などを通じて最新の情報提供を行いながら、更なる情報共有を図っていきます。

方針③ 事業所の利用者や関係者などの相談や情報提供に迅速に対応します。

市民を始めとする事業所の利用者や、事業所で働く従業員、事業所で動物の健康診断を行う獣医師など、動物取扱業には多くの人に関わっています。

利用者や関係者などから、保健所に相談や情報提供があった場合には、事実確認や状況把握など迅速な対応に努めます。

○ 現状（令和4年度の主な実績）

第一種動物取扱業		
登録件数	81事業所	106件
監視指導件数	37事業所	55件
第二種動物取扱業		
届出件数	8事業所	12件
監視指導件数	5事業所	8件

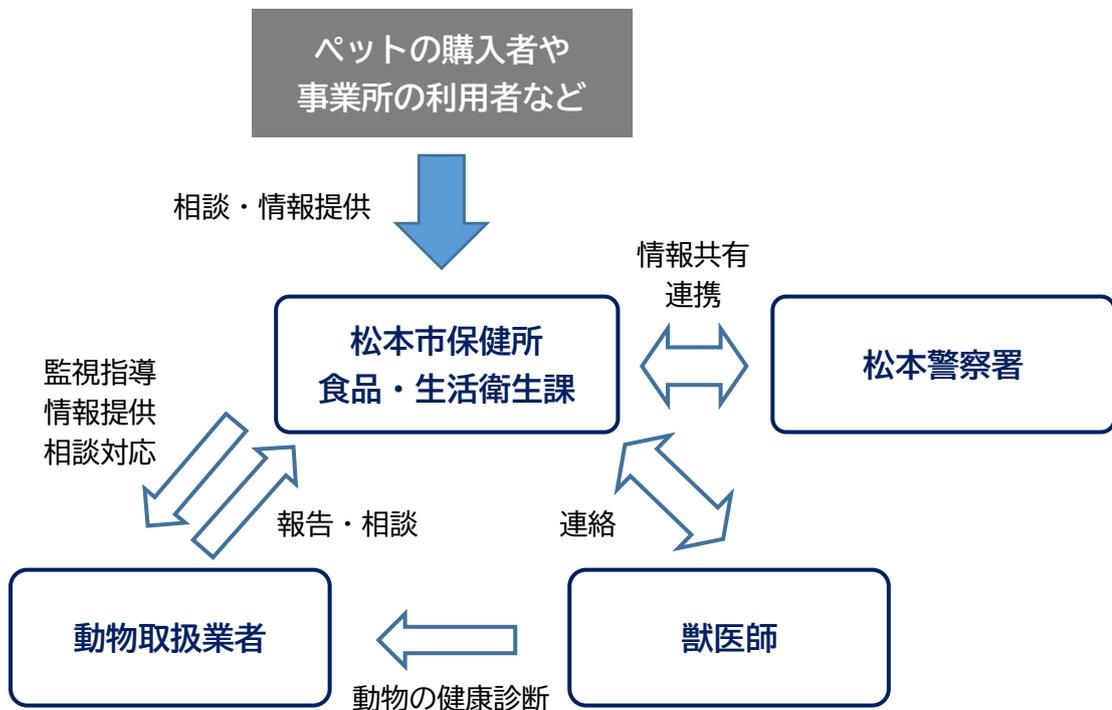
※監視指導は、動物愛護管理法に基づく施設の立入検査と同義で、定期的な立入検査と苦情などによる臨時的な立入検査があります。

○ 課題

- ・ 事業所の監視指導では、形式的で画一的にならないよう、各事業所の特徴や状況に即した対応が必要
- ・ 動物の適正な管理に向けた事業者との更なる情報共有

○ 主な取組み

- ・ 法令及び要領に基づく事業者への監視指導の実施
- ・ 事業者からの相談への対応、講習会などを通じた情報提供
- ・ 事業所の利用者や関係者などからの相談や情報提供への対応



6 市の取組体制の構築

取組方針1～5に基づく各施策を効果的かつ効率的に実施していくためには、市職員の適正な配置と育成、動物愛護管理センター機能の在り方の検討が必要です。

中長期的な視点を持ちながら、社会の変化や市民のニーズに応じた保健所の体制構築を進めます。

方針① 将来を見据えながら、市職員の適正な配置と資質の向上に取り組みます。

動物愛護管理センター機能を十分に発揮するため、愛玩動物看護師などの専門職の配置を検討します。

また、動物愛護の効果的な普及啓発や、動物の正しい飼い方の的確な指導のため、教育機関や研究機関などの協力を得ながら、市職員の育成に努めます。

方針② 時代の変化に対応するため、動物愛護管理センター機能の在り方を検討します。

松本市保健所は、動物愛護管理法に基づく動物愛護管理センター機能に基づき業務に取り組んでいますが、機能の更なる充実が求められています。

動物愛護管理の拠点として、時代のニーズに応じた環境整備に向けて、機能の在り方の検討を進めます。

動物愛護管理センター機能の6つの業務

(動物愛護管理法第37条)

- ① 動物取扱業の登録・届出、監督に関すること。
- ② 動物の飼養者や保管者への指導や助言などに関すること。
- ③ 特定動物の飼養や保管の許可、監督に関すること。
- ④ 犬や猫の引取り、譲渡などに関すること。
- ⑤ 動物の愛護や管理に関する広報や啓発活動を行うこと。
- ⑥ その他、動物の愛護や適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

○ 現状

【令和4年度の職員配置】

松本市保健所 食品・生活衛生課 動物担当職員（乳肉衛生業務を兼務）

正規職員：獣医師3人、事務職1人

会計年度任用職員：事務職2人 計6人

【動物収容施設】

・犬舎22m²（収容可能頭数：成犬6頭）

・猫舎16m²（収容可能頭数：成猫3頭） 計38m²

○ 課題

・質の高い業務遂行に向けた、専門職の配置と職員の育成

・時代の変化を踏まえた動物愛護センター機能の検討

○ 主な取組み

・愛玩動物看護師などの専門職の配置の検討

・実務経験や専門研修への参加を通じた職員の育成

・動物愛護センター機能の在り方の検討

補足

動物愛護管理法では、人が飼養管理を行う動物として、犬や猫など家庭で飼われている「伴侶動物」、動物園やペットショップなどで飼われている「展示動物」、牛や豚など家畜として飼われている「産業動物」、教育や研究のために飼われている「実験動物」に分類されています。

補足では、本編の「伴侶動物」を除く、「展示動物」、「産業動物」、「実験動物」について説明します。

1 展示動物（動物園やペットショップの動物）

展示動物とは、動物園や水族館などの動物（動物園動物）、人とのふれあいや興行などを目的とした動物（触れ合い動物）、販売や販売目的の繁殖などのための動物（販売動物）、商業的な撮影などのための動物（撮影動物）をいいます。

動物園などの飼育環境は、動物本来の生息環境と比べると、単純で変化のないものとなり、野生環境下で見られる多様な行動が発現できにくくなることから、動物本来の習性に近い行動様式などが発現できるよう、環境エンリッチメントの推進が求められています。

松本市の代表的な施設として、アルプス公園に「小鳥と小動物の森」があり、市民の憩いの場になっているとともに、子どもたちの学びの場としての役割も担っています。

2 産業動物（牛や豚などの家畜）

産業動物とは、肉や卵などの食料、革製品などの衣類装飾品、畜力を利用した乗用・使役・競馬など、産業を目的として利用するための動物をいいます。牛、豚、馬、鳥などの家畜は、私達人間の生活を衣食住の面から支えています。

アニマルウェルフェアと呼ばれる動物福祉の考え方として、家畜を快適な環境下で飼養することにより、家畜のストレスや疾病が軽減され、結果として、生産性の向上や安全な畜産物の生産にもつながると言われています。

3 実験動物（教育・研究施設の動物）

実験動物とは、教育や試験研究、生物学的製剤などを目的として、実験施設などで飼われている哺乳類、鳥類、爬虫類の動物をいいます。愛護動物以外の動物では、魚類、両生類、昆虫などの無脊椎動物も含まれます。

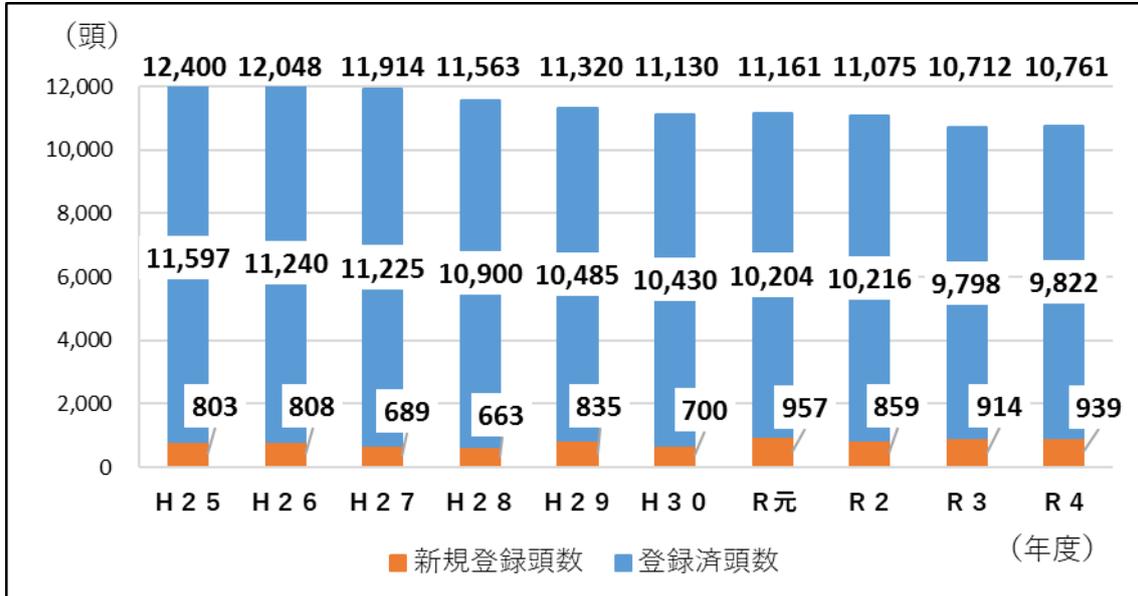
人の病気を治療するための医薬品開発といった、生命科学の進展や医療技術の発展において、マウスやラットなどの動物の利用は不可欠となっています。

実験動物として動物を利用するに当たっては、「代替法の活用」、「使用数の削減」、「苦痛の軽減」の3Rの原則を徹底し、動物の生理、生態、習性などへの配慮に努める必要があります。

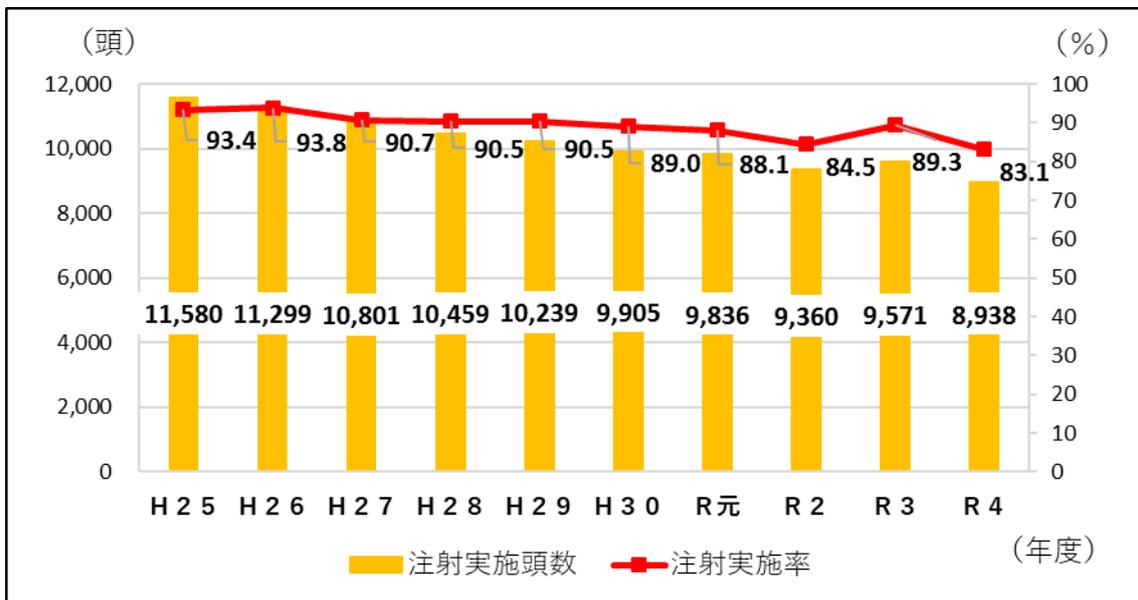
資料

1 犬の登録等

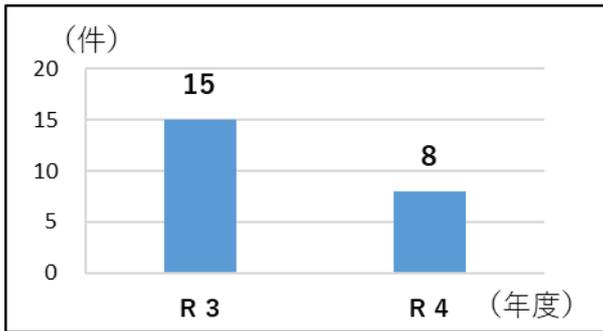
(1) 犬の登録頭数



(2) 狂犬病予防注射の実施頭数・実施率



(3) 犬の咬傷事故（犬が人に噛み付く事故）の件数

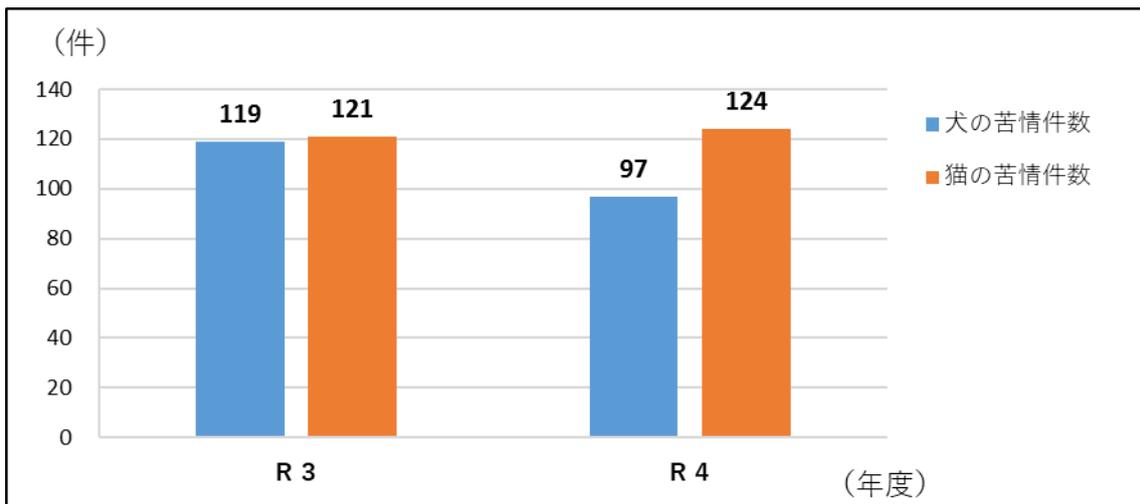


<令和4年度の発生状況>

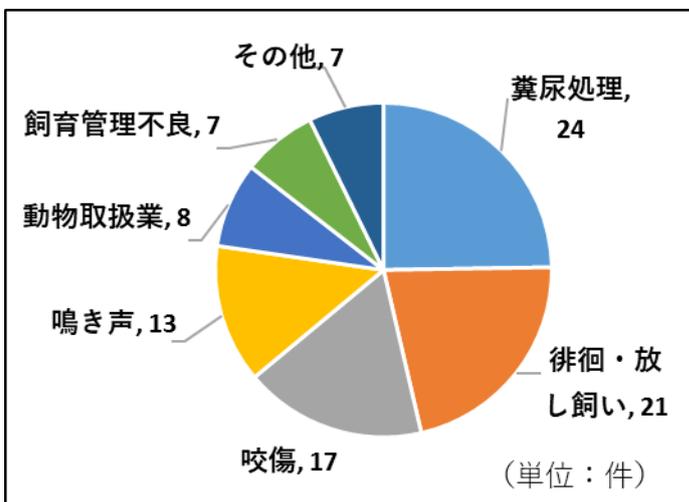
場所	発生理由	件数
屋外	飼い主のリードの制御が不十分で、通行人が被害	2
	リードの未装着等、飼い主の管理が不十分で、通行人が被害	3
飼い主宅	自宅・敷地での管理が不十分で、訪問者が被害	3

2 犬・猫の苦情

(1) 犬・猫の苦情件数

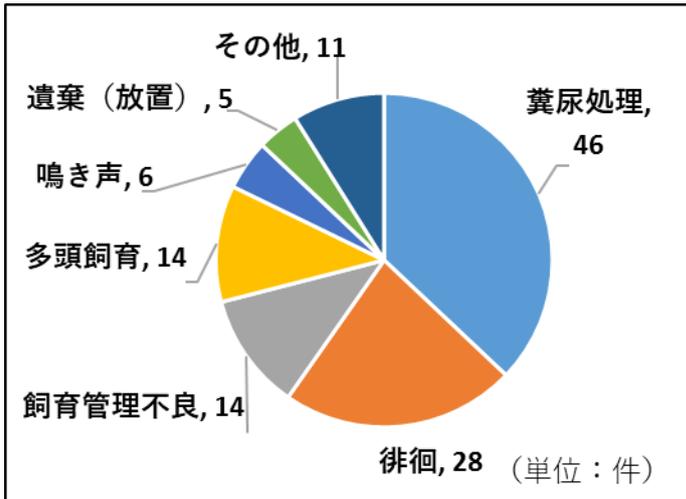


(2) 犬の苦情内訳（令和4年度）



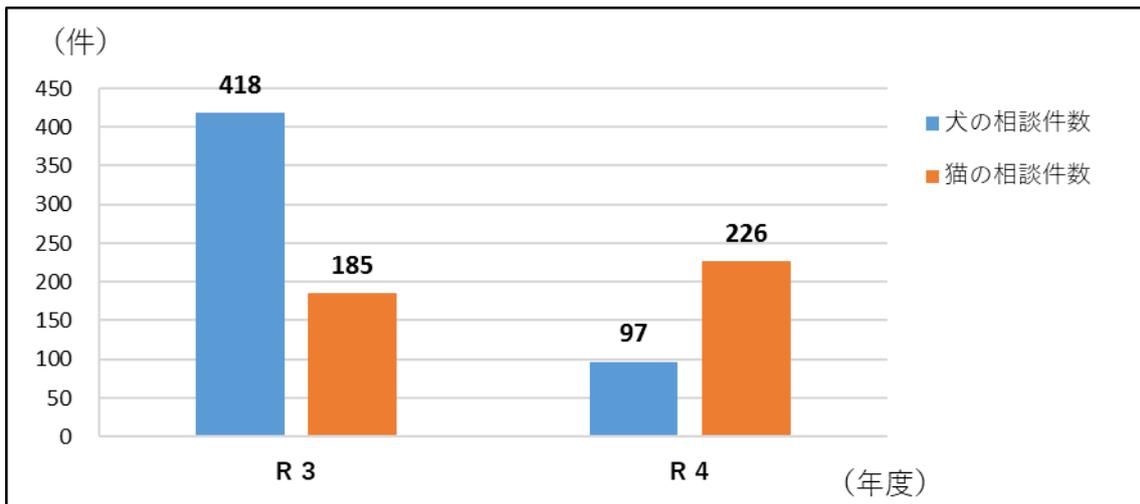
※咬傷は、犬が犬に噛み付いた件数を含む。

(3) 猫の苦情内訳（令和4年度）

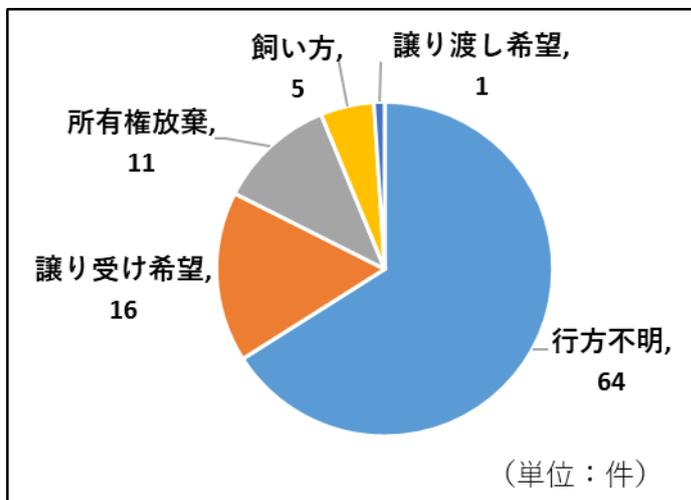


3 犬・猫の相談

(1) 犬・猫の相談件数

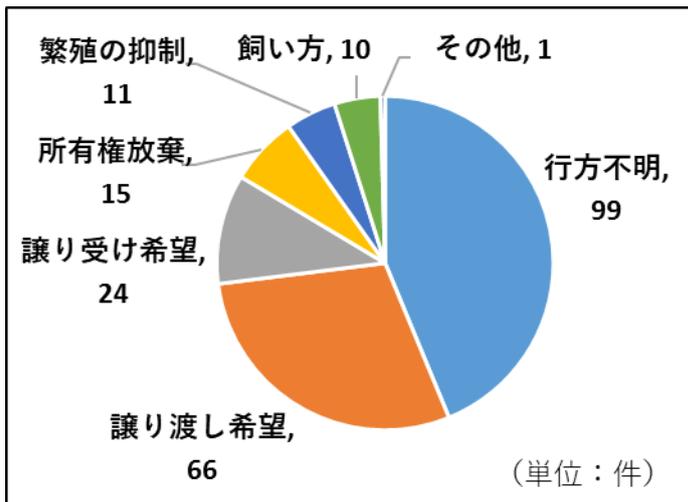


(2) 犬の相談内訳（令和4年度）



※譲り受け希望…保健所等から犬をもらって飼いたい。
 ※所有権放棄…飼っている犬を手放したい。
 ※譲り渡し希望…飼っている犬を誰かにあげたい。

(3) 猫の相談内訳（令和4年度）



※譲り渡し希望…飼っている猫を誰かにあげたい。

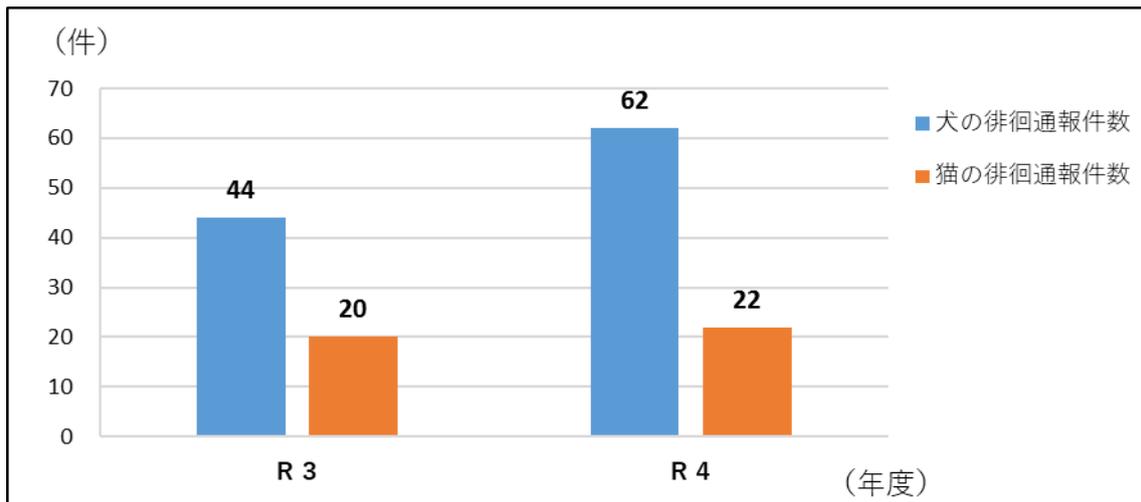
※譲り受け希望…保健所等から猫をもらって飼いたい。

※所有権放棄…飼っている猫を手放したい。

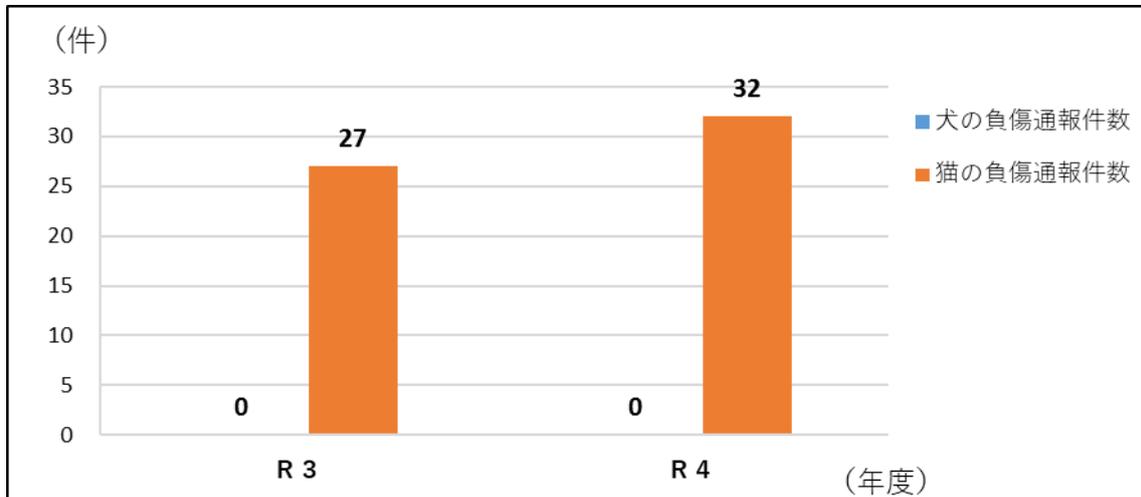
※繁殖の抑制…周辺に飼い主のいない猫が増えて困っている。

4 犬・猫の通報

(1) 徘徊している犬・猫の通報件数（市民や警察から保健所への通報）

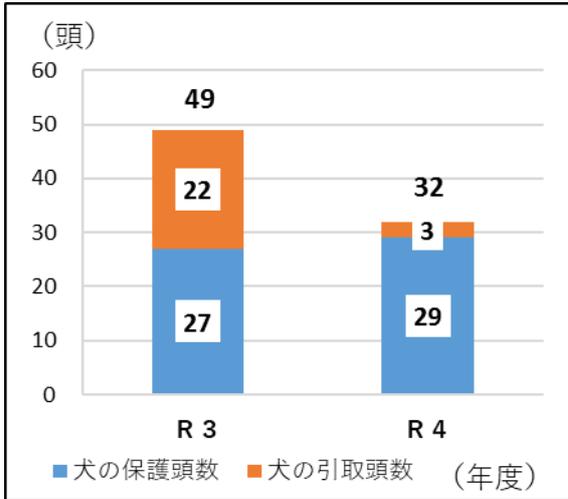


(2) 負傷している犬・猫の通報件数（市民や警察から保健所への通報）

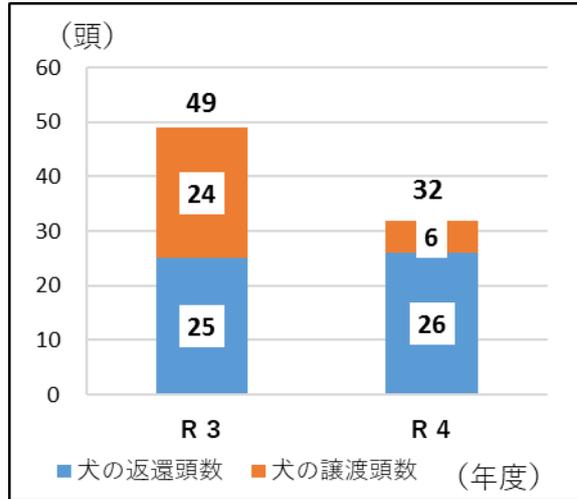


5 犬・猫の保護及び引取り、返還及び譲渡

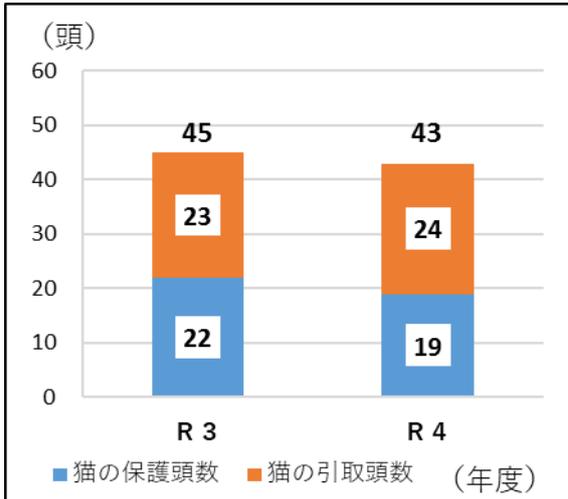
(1) 犬の保護及び引取頭数



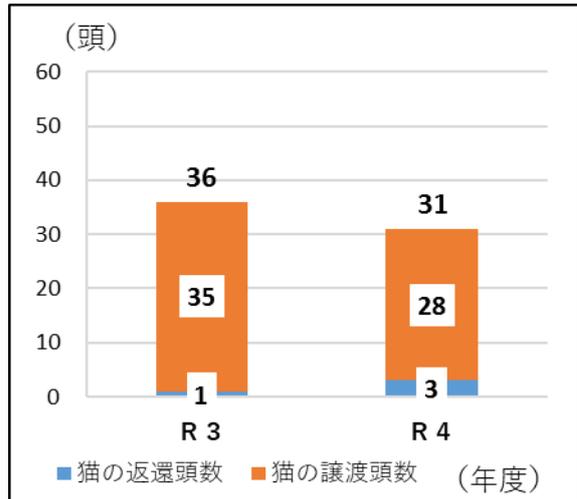
(2) 犬の返還及び譲渡頭数



(3) 猫の保護及び引取頭数



(4) 猫の返還及び譲渡頭数



6 犬・猫の殺処分及び収容中死亡頭数

(1) 犬の殺処分及び収容中死亡頭数 (単位: 頭)

	令和3年度	令和4年度
殺処分	0	0
収容中死亡	0	0
計	0	0

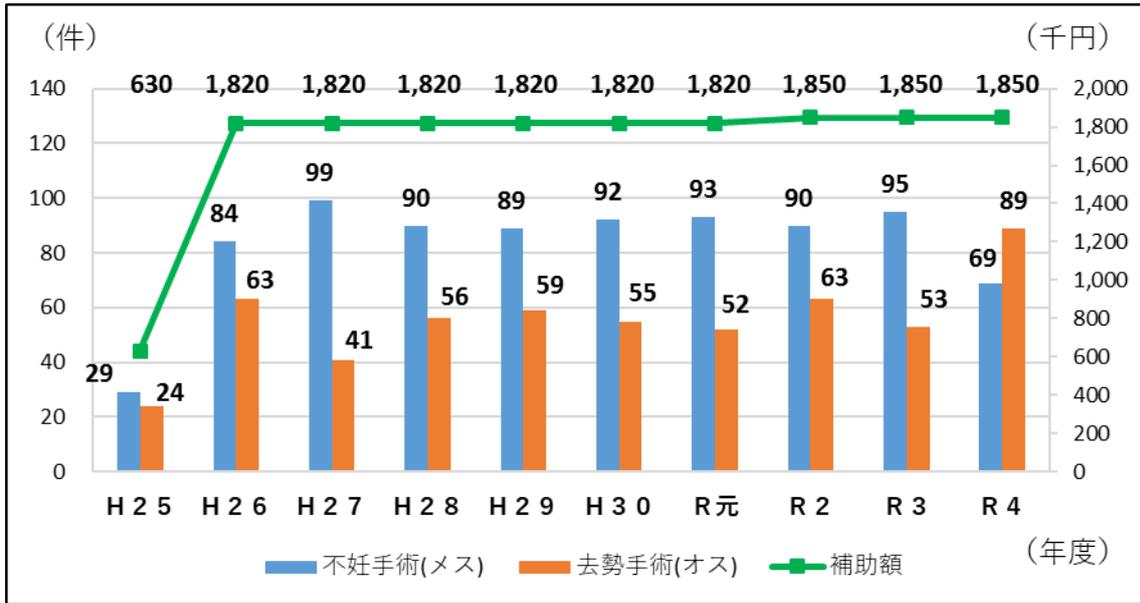
(2) 猫の殺処分及び収容中死亡頭数 (単位: 頭)

	令和3年度	令和4年度
殺処分	3	2
収容中死亡	6	9
計	9	11

<殺処分理由(令和4年度)>

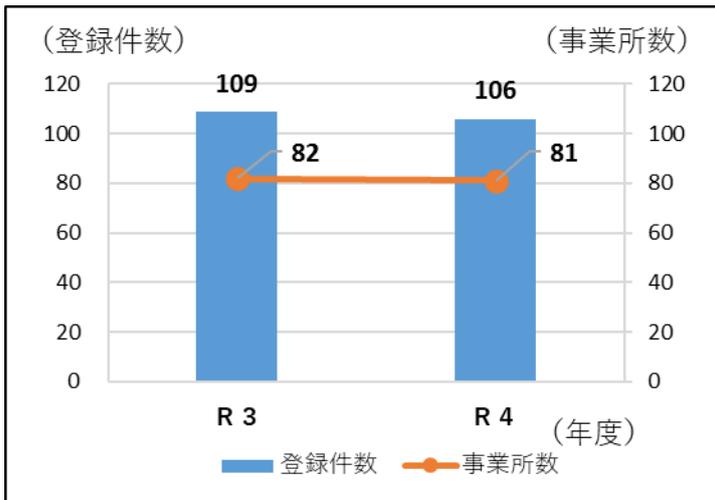
- ・疾患 1頭
- ・外傷 1頭

7 地域猫活動（地域猫管理活動支援事業補助金の実績）

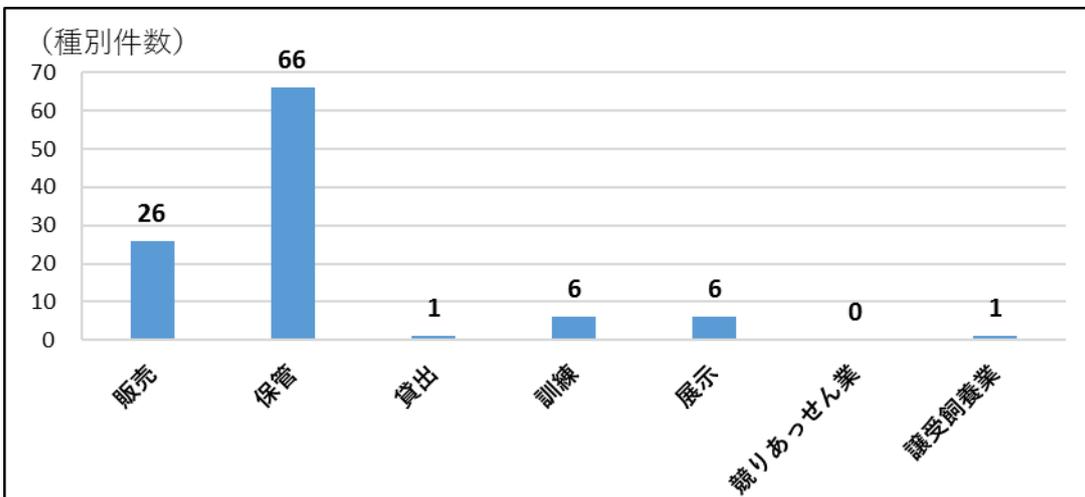


8 動物取扱業

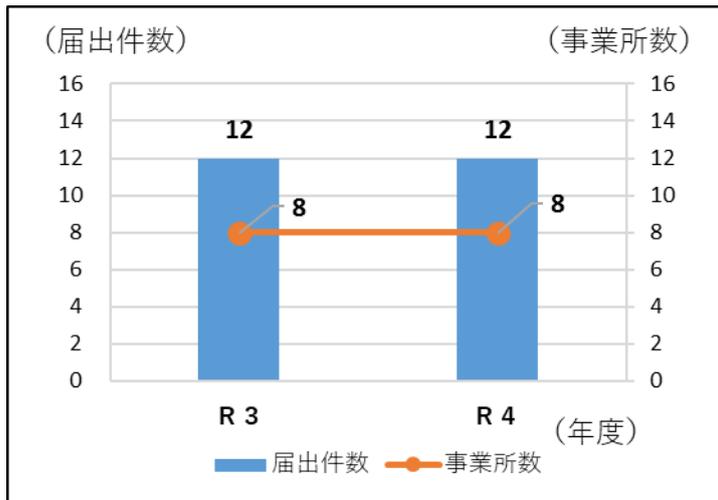
(1) 第一種動物取扱業の登録件数と事業所数



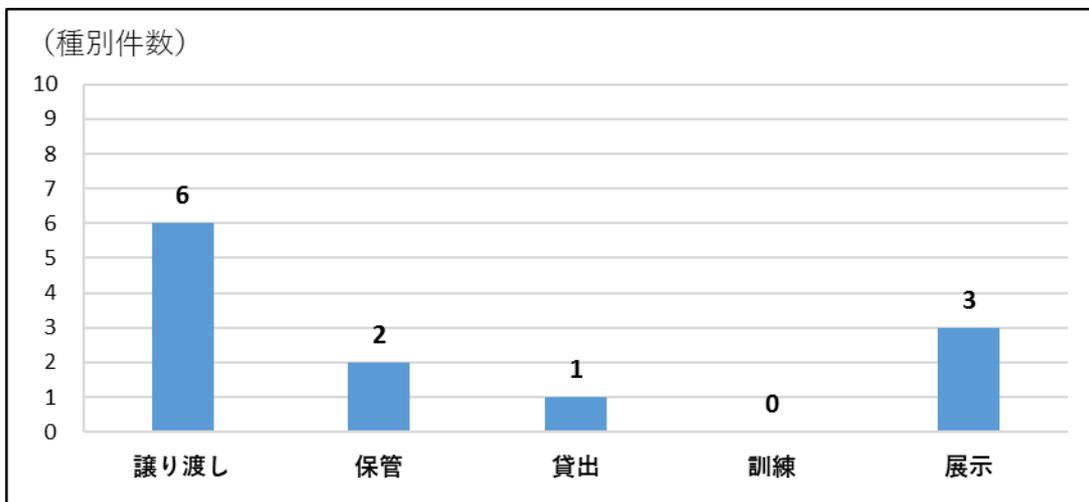
(2) 第一種動物取扱業の種別件数（令和4年度）



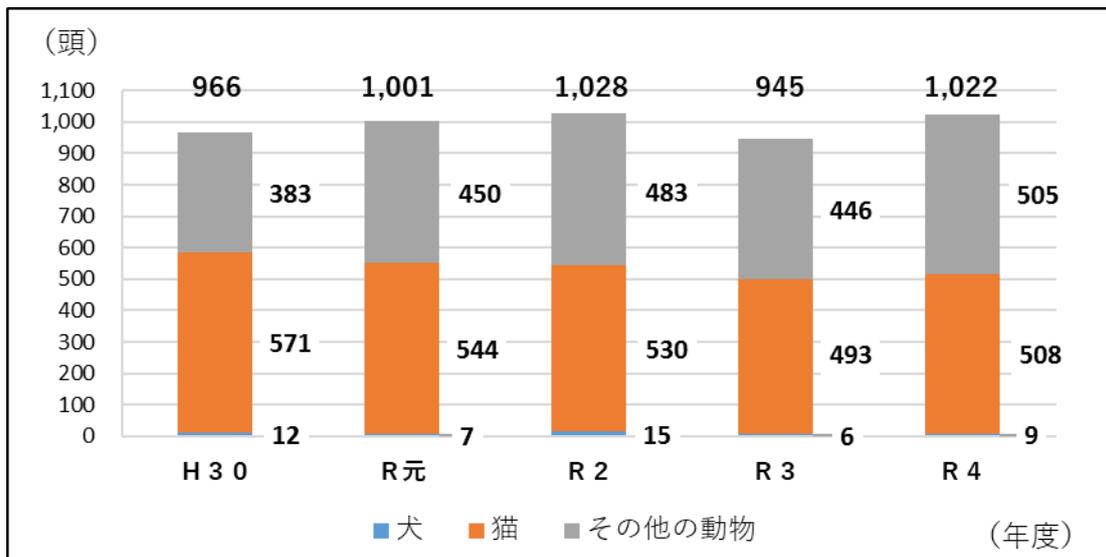
(3) 第二種動物取扱業の届出件数と事業所数



(4) 第二種動物取扱業の種別件数（令和4年度）



9 路上死亡動物の收容数



※その他の動物：タヌキ、キツネ、カラス、ハトなど

10 動物愛護推進員の人数及び活動状況（令和4年度）

人数	活動内容	区分(件)		計
		犬	猫	
20人	動物の正しい飼い方の普及啓発	149	156	305
	動物の繁殖抑制に関する助言	59	107	166
	動物の譲渡のあっせんに関する支援	3	123	126
	合計	211	386	597

※動物愛護推進員は、市から委嘱を受けて、地域で動物に関するボランティア活動を行います。

11 特定動物の飼養及び保管に関する許可施設（令和4年度）

施設数	飼養目的	種別	科名	種名	頭数
1	展示	中型のサル類	オナガザル科	ニホンザル	49

用語解説

	用語	解説
あ	アニマルウェルフェア	家畜を快適な環境下で飼育することにより、家畜のストレスや疾病を減らす取組み。国際獣疫事務局（OIE）では、「動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态」と定義している。動物福祉、家畜福祉のこと。
か	環境エンリッチメント	動物福祉の立場から飼育動物の精神面に配慮し、飼養環境(施設、食物、遊具、社会など)を豊かにするように工夫を加えること。
	狂犬病	狂犬病ウイルスを原因とする、人と動物の共通する感染症。哺乳類全般に感染し、犬が咬むことなどにより人に感染する。人や犬では、発病した場合の死亡率はほぼ100%
た	第一種動物取扱業	動物の販売や保管などを営利目的で営む者。市長の登録が必要で、事業所ごとに動物取扱責任者の設置義務がある。 (販売) ペットショップ、ブリーダーなど (貸出し) ペットレンタル業者など (保管) ペットホテル、ペットのシッターなど (訓練) 訓練、調教業者など (展示) 動物園、水族館など (その他) 会場を設けた動物売買あっせん業(ペットオークション)、動物を譲り受けて有料で飼養する者(老犬老猫ホーム)など
	第二種動物取扱業	保管や貸出しなどを非営利で営む者。保健所への届出が必要 (譲渡) シェルターを有する動物愛護団体など (保管) シェルターを有する動物愛護団体など (貸出し) 盲導犬を無償貸与する団体など (訓練) 預かり訓練を行うボランティアなど (展示) 無料の動物園など
	地域猫活動とTNR活動	地域猫活動は、地域住民の理解と協力のもと、地域に住む飼い主のいない猫を地域猫として、えさやり等の管理と不妊去勢手術を行う活動 TNR活動は、T=TRAP(捕獲する)、N=NEUTER(不妊去勢手術する)、R=RETURN(元の場所に戻す)の意味で、飼い主のいない猫を捕

		<p>獲し、不妊去勢手術をして元の場所に戻す活動 どちらの活動も、目的は動物の愛護と、飼い主のいない猫を増やさないことと共通しているが、猫の管理の有無に違いがある。</p>
	動物愛護推進員	<p>動物の飼い方相談、繁殖防止の助言、動物の譲渡あっせんなど、地域でボランティア活動を行う市の委嘱を受けた者</p>
	動物取扱責任者	<p>第一種動物取扱業の施設において、業務を適正に実施するために動物取扱業者が事業所ごとに選任する者。市長が行う動物取扱責任者研修を年1回以上受講する義務がある。</p>
	動物由来感染症	<p>動物から人に感染する病気の総称で、現在、世界では150種類以上あり、日本では寄生虫による疾病を含めて数十種類あると言われている。</p>
	特定動物	<p>トラ、ニホンザル、タカ、マムシなど、人の生命や身体、財産に危害を加えるおそれのある動物で、動物愛護管理法で約650種が選定されている。特定動物の飼養・保管を行う者は、市長の許可が必要</p>
ま	マイクロチップ	<p>2×12mmの細長いカプセル状の電子標識器具で、それぞれのチップに異なる15桁の番号が記録されている。動物の皮下に注入し専用のリーダー(読取器)で読み取り、番号を照合することにより、動物が迷子になった際に飼い主を探すことができる。</p>